

2015年3月22日

我孫子市公契約条例可決の声明文

全建総連 我孫子市建設協議会

全建総連千葉県連合会	執行委員長	鈴木 友則
首都圏建設産業ユニオン千葉支部	執行委員長	独古 美喜雄
東葛建設業協同組合	理事長	田中 長吉
西部建設ユニオン	執行委員長	佐久間 敦
千葉土建一般労働組合本部	中央執行委員長	鈴木 徳男
千葉土建一般労働組合我孫子支部	執行委員長	井上 和彦

2015年3月19日、我孫子市議会において、千葉県で2番目となる公契約条例が全会一致で可決・成立しました。全国建設労働組合総連合傘下の組合が「我孫子市に公契約条例制定を」全建総連我孫子市建設協議会を発足し取組みを展開した成果が実を結びました。条例制定にあたり、市長、市議会、行政担当者などのご奮闘に対して、心より感謝の意を表明します。

今回の条例制定は、2014年11月7日から11月21日まで延べ9回、市内の公共工事現場において行政・ユニオン・本部・東葛地域支部合同の賃金調査を延べ52名で実施、83名のサンプルを集めることや検討委員会にも傍聴して、協議会の意見が反映する懇談をしながら作りあげた条例です。

さらに 市長懇談では、「公契約条例は、今の時代の流れであり、必要なもの。」と力強い言葉が印象的でした。公契約条例では、市が発注する工事、委託、指定管理者の業務に係る労働者の適正な賃金と労働条件の適正化を図り、公共工事の質を図り、地域経済の活性化並びに公共の福祉に寄与することを目的にしています。

違反業者には是正命令や立ち入り検査が可能であり、命令に従わない場合、契約解除や業者名の公表ができる中身です。特筆すべきことは、最近の建設産業を取り巻く中、元請は見積もり段階から標準見積書作成を参照して法定福利費の内訳を明示することや社会保険加入を明確に条文化していることが特徴です。我孫子市公契約条例は、まさに、明るい展望を指し示す時期に叶った制定です。

しかしながら、工事の適用範囲は1億円以上、業務委託は2,000万以上を対象にしています。先行自治体と比較しても金額が高い点、さらに賃金台帳の報告についても元請責任が曖昧なものになっているなど、実効性を担保していくには課題であり、今後、10月1日からの条例施行に向けて取組みを強めます。

全建総連我孫子市建設協議会は、我孫子市公契約条例を礎にして、目的を見失うことなく、地域の賃金・労働条件の相場を引き上げ、奮闘する決意です。

以上